

# 富山国際大学における災害等による休講等措置について

2021年3月31日制定

近年、地球環境の変化による影響もあり、様々な災害等が発生しています。

富山国際大学(以下「本学」という。)の学生の安全確保のため、本学において、災害等が発生した場合や、気象庁による特別警報、または気象警報(以下「警報等」という。)が発表された場合に、授業や実習等(以下「授業等」という。)に関して全学一斉に休講・補講(以下「休講等」という。)の措置を講ずるなどする必要があります。

つきましては、次に掲げる項目にしたがって措置を講じます。

## 1. 特別警報と気象警報の種類

気象庁が発表する特別警報として、大雨、大雪、暴風及び暴風雪の4種類、気象警報として「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」及び「暴風雪警報」の5種類とします。

## 2. 連絡方法

全学一斉メール、及び本学ホームページの「トップページ」や「在学生への方へ」などで連絡します。

## 3. 連絡担当部門

原則として、学務部(教務課または学生課)から連絡しますが、事情により、各キャンパスから連絡をする場合があります。

## 4. 休講等の主な判断基準

### (1) 気象庁による特別警報が発表されている場合

- ① 当日の午前6時時点で特別警報が発表されている場合は、原則として「終日休校」とします。
- ② 当日の午前11時までに特別警報が発表された場合は、発表時点での授業及びその後の授業を全て休講とします。

### (2) 気象庁による気象警報が発表されている場合

公共交通機関の運行状況等も考慮し、授業等、休講等の案内を(1)に準じてお知らせします。

### (3) 気象庁による警報等の影響などで公共交通機関等の交通障害が発生している場合 判断基準については、次の①から③を目安とします。

- ① 午前6時までに交通機関の運転が再開された場合  
→ 1時限目から授業等実施(通常どおり実施)
- ② 午前6時以降午前11時までに交通機関の運転が再開された場合  
→ 原則として3時限目から授業実施(午前中の授業を遠隔によって行う場合があります)
- ③ 午前11時を過ぎても交通機関の運転が再開されない場合  
→ 原則として午後休講(午後の授業を遠隔によって行う場合があります)

## 5. 連絡時刻

### (1) 前日連絡

翌日に警報等の発表が予想される場合は、午後6時頃までに翌日の対応について、上記2の方法により連絡します。

### (2) 当日連絡

警報等が発表されている場合は、休講等の措置判断を午前6時過ぎ、または午前11時過ぎ、またはその両方の時刻に上記2の方法によりすみやかに連絡します。

## 6. 注意事項

- (1) 災害等において休講等の措置を講じない場合でも、通学が困難なため、やむを得ず授業に欠席した場合、交通機関等からの証明書等を添付して、東黒牧キャンパスにあつては教務課、呉羽キャンパスにあつては事務室へ届け出てください。
- (2) 特別警報または避難勧告・指示が発表された地域に居住する学生、あるいは当該地域を通学する学生は、特別警報または避難勧告・指示が解除されるまで登校しないでください。
- (3) 登校後、東黒牧キャンパスにあつては教務課、呉羽キャンパスにあつては事務室へ所定の様式を届け出てください。
- (4) 休講等措置を講じた場合は、原則として、学内でのすべての課外活動を禁止します。

以上